

毎週火、金曜日発行（但休日当る）（注翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認

鳥取県公報

目次

- ◇規則 公益質屋法施行細則の一部改正
- ◇告示 建設業者の変更登録
土地改良区の役員の退任及び就任
牛の肝てつ検査等
牛の結核病等の検査
- ◇公告 昭和三十五年度鳥取県保母採用試験合格者

規則

公益質屋法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十一号

公益質屋法施行細則の一部を改正する規則

公益質屋法施行細則（昭和二年十月鳥取県令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号から第六号までを次のように改める。

- 一 質置主原簿 様式第二号
 - 二 質置主台帳 様式第三号
 - 三 業態別貸付、弁済月計簿 様式第四号
 - 四 現金出納簿 様式第五号
 - 五 流質物売却処分整理簿 様式第六号
 - 六 流質物廃棄処分整理簿 様式第七号
- 様式第一号から様式第七号までを次のように改める。

様式第1号

質 札

(表面)

原簿番号	第 号	質札番号	第 号
住所氏名	所 名		
品目及び点数	貸付金額 円		
質入年月日	昭和 年 月 日	流質期限	昭和 年 月 日
公益質屋所在地、名称及び主任氏名印			
備 考			

(注) この質札は、複写式として差支えないこと。

備 考

裏面に次の取扱概要及び注意事項を記載しなければならないこと。

- 1 貸付利率
- 2 貸付金の限度額
- 3 流質期限に関する事項
- 4 質物の滅失、き損等の危険負担に関する事項
- 5 業務日及び質物出入時間
- 6 質札の亡失、き損及び住所変更等の場合の手続に関する事項
- 7 その他参考事項

(表 面)

原簿番号	第 号	通帳番号	第 号
住所氏名	所 名		
発行年月日	昭和 年 月 日	公益質屋の所在地、名称及び主任氏名印	
備 考			

備 考

裏面に次の取扱概要及び注意事項を記載しなければならないこと。

- 1 貸付利率
- 2 貸付金の限度額
- 3 流質期限
- 4 質物の滅失、き損等の危険負担に関する事項
- 5 業務日及び質物出入時間
- 6 通帳の亡失、き損、住所変更等の場合の手続に関する事項
- 7 その他参考事項

様式第2号

質置主原簿

番号	年月日	氏名	住所	年令	職業	特徴	確認の方法	備考

- (注)
- この原簿は、ルーズリーフとして差支えないこと。
 - この原簿は、初めて質入れた質置主について記載すること。
 - 確認の方法は、米穀通帳、各種身分証明書等によるものとする。

(内 面)

質置期間 年月日	貸付金 額		返済 日	貸付金 額		備考
	借入金 額	返済 額		借入金 額	返済 額	

(注) この通帳は、折りたたみ式又はじばみ式として差支えないこと。

様式第3号
 貸 主 原 簿 氏 名 賀 置 主 合 帳

年月日	番号	品目、点数及び特徴	付			受取し又は 貸付及びその 流の年			算 間			貸 付 金 現 在 高
			額	貸付金額	円	年	月	日	元	金	計	
計												

(注) 1 この合帳は、カード式として差支えないこと。
 2 この合帳をカード式として使用する場合は、裏面を同一質置人について記載するときは、外枠内の様式のみで差支えないこと。

様式第4号

業 態 別 貸 付 ・ 弁 済 月 計 簿

月

日付	給与生活者		その他の被用者		商工業者		農林漁業者		その 他		計		利子及 び利子 相当額	
	貸付 延人員 金額	元金弁済 延人員 金額	貸付 延人員 金額	元金弁済 延人員 金額	貸付 延人員 金額	元金弁済 延人員 金額	貸付 延人員 金額	元金弁済 延人員 金額	貸付 延人員 金額	元金弁済 延人員 金額	貸付 延人員 金額	元金弁済 延人員 金額		
1														
2														
3														
4														
30														
31														
月計														
累計														

前月の累計

様式第7号

流 賃 物 産 業 処 分 整 理 簿

頁

業 務 年 月 日	番 号	氏 名	入 賃 年 月 日	流 賃		質 貸 付 金 額 円	廢業理由及び方法	備 考
				品 目	及 び 流 賃 数			

附 則
この規則は、昭和三十六年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百一十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に、昭和三十六年三月七日変更登録した。

昭和三十六年三月十日

登録番号	名 称	鳥取県知事	石 破 二 朗	申請者氏名	安田 信義
鳥取県知事登録 （一）第三二四号	（新）安田工作所 （旧）安田工務店	営業所の所在地	鳥取市吉方三五瓦町		

鳥取県告示第四百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十六年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

倉吉市国分寺土地改良区

退任した役員の名及び住所

理 事	小谷 辰蔵	倉吉市国分寺
	岸本憲太郎	
	小谷 寛	
	小谷 礼次郎	
	松本 文市	
	池田 利康	
	大庭 米蔵	福光

二十四日 〃 東伯町上郷、浦安、上郷、浦安、
 二十五日 〃 三朝町三朝、三徳、三朝、三徳、小
 鹿、旭、
 二十七日 〃 東伯町古布庄、古布庄、
 二十八日 〃 〃 八橋、上郷、八橋、上郷、
 二十九日 倉吉市灘手 灘手、

鳥取県告示第百四十四号
 家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病及びブルセラ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年三月十日
 鳥取県知事 石 破 三 朗

一 実施の目的 牛の結核病及びブルセラ病予防のため
 二 実施の区域 別表のとおり
 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん後十日以内のものを除く。
 四 実施の期日 別表のとおり
 五 検査、注射及び駆除の方法
 結核病検査……ツベルクリン皮内反応法
 ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

別表
 結核病及びブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
三月十四日	第一次 第二次	
三月十七日	日野郡江府町下蚊屋、小原、貝田	下蚊屋、小原、貝田家畜検診場

〃	〃	溝口町根雨原、宮原、大平原	根雨原、宮原、大平原
十五日	〃	江府町池の内、洲江崎、下安井	池の内、洲江崎、下安井
〃	〃	溝口町岩立、金屋谷	岩立、金屋谷
二十四日	〃	江府町吉原、江尾、佐川	吉原、江尾、佐川
〃	〃	溝口町大阪、大原、溝口	大阪、大原、溝口
二十五日	〃	日野町三谷、下榎	三谷、下榎

公 告

昭和三十五年度鳥取県保母採用試験の合格者を次のように公告する。

昭和三十六年三月十日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 寛 蔵

受験番号 氏 名

- 一 石倉 桂子
 - 二 森下 牧
 - 三 島 悦子
- (以上三人)

鳥取県公報の購読者募集について

鳥取県総務部総務課

鳥取県では、毎年度の初め「鳥取県公報」の購読者を募集しています。鳥取県公報には、われわれ県民の福祉や権利、自由に影響するところが大きく、かつ、県の行政執行の基本をなす条例、規則、告示等が登載公表されます。

県政を理解するには、鳥取県公報は、そのよい資料でありますから、県では実費で有償配付を行なっています。

購読希望の方は、裏面申込書に購読料金（一部一月百二十円、郵送料を含む。）を添えて三月二十五日までに当課あてお申込みください。

なお、官公署が購読を申込まれる場合は、その購読料金は、四月以降に県が発する納額告知書により納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで

鳥取県公報を 部購読したいので、購読料金

円を添えて申し込めます。

昭和三十六年 月 日

住所

氏名

印

(団体の場合は、団体名及び代表者名印)

鳥取県知事 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町二丁目
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町

定価 一部 月極 二〇円 (送料共)